

# 災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令について（概要）

内閣府政策統括官（防災担当）

## 1. 改正の背景

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条第 1 項の規定により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「災害発生時等」という。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

上記の緊急通行車両のうち、政令で定めるもの（災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）については、当該車両に該当することの確認を受けることとされており、その確認は災害発生時等においてのみ行うこととされている。

今般、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、当該確認については災害発生時等より前に行うことを可能とする。このため、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。）等について改正する必要がある。

## 2. 改正の概要

災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、災害発生時等の前においても災対法施行令に基づく確認を行うことができることとする。

## 3. 施行日

令和 5 年 9 月 1 日（金）